

学位論文審査の要旨

		要 旨
学位申請者	佐々木 満実 【比較社会文化学専攻 平成22年度生】	中国古代の国家や社会を考える上で、家族の問題は重要なファクターとして注目を集め、多くの研究が行われてきたが、「家族」関係がいかに成立するか、いかなる関係の者が家族と見なされるのか、といった点については、十分に関心が払われてこなかった。本研究では、出土簡牘史料を使用し、家族関係成立の契機となる「婚姻」を中心に、法的な「家族」の枠組みから、また時期的な変化に留意して、秦から漢初の時期の家族につき考察を行った。
論文題目	秦代・漢初の婚姻と家族 一国家との関係から見る	第一部では考察の前提として、法制関係の史料で「家族」に言及される際の枠組みとなる刑制・爵制等の諸制度につき、従来の諸学説を整理検討し、自らの見解を示した（第一章～第三章）。第二部の諸章では、「夫妻」関係及びその形成の契機となる「婚姻」について検討し、「夫妻」関係の形成に対する国家の関与（第四章）、妻の法的身分（第五章）、「婚姻」の諸形態（第六章）等の問題を考察した。第三部では法的な「家族」の枠組みを扱い、「おやこ」関係の認定条件（第七章）、犯罪処罰の際の連坐や没収における「家族」の範囲（第八章）について検討した。以上を総合し、秦から漢初の変化として、国家による「家族」内部の上下秩序の強化、戸籍を超えた「家族」関係の把握といった趨勢を見出し、その背景として、「戸」が細分化されるなかで「家族」の把握を維持しようとする国家の姿勢を推定した。
審査委員	(主査) 教授 岸本 美緒	本論文は、日本語・中国語の大量の先行研究を十分に踏まえ、また出土簡牘史料の丁寧な分析によって、多くの新しい知見を提出している。例えば、婚姻成立に際し国家の認可は必要かといった従来の議論に対し、史料上の「妻」の用法の多様性を指摘して考察を深化させている点、史料上の「偏妻」という語の検討を通じ、夫と戸籍を異にする妻の存在を指摘した点などがその例である。 審査委員会では、専門性の高いテーマに正面から取り組んだ実証的力作との評価を得たが、法的規定と実態との差の問題や、終章の内容の一部を本論に移動すべきことなど、若干の問題が指摘された。著者は、これらの指摘に対応して丁寧な補充・改訂を行い、問題点は適切に解決されたと認められた。 公開発表での応答も的確であり、著者の十分な知識と明確な観点を示すものであった。以上より、本審査委員会は、本論文を博士論文として十分な水準に達している判断し、博士（人文科学）、Ph. D. in Historyの学位に相当するものと認めた。
	教授 古瀬 奈津子	
	教授 三浦 徹	
	教授 伊藤 美重子	
	助教 大薮 海	
インターネット公表	<p>○ 学位論文の全文公表の可否（可・<input checked="" type="checkbox"/>否）</p> <p>○ 「否」の場合の理由</p> <p>ア. 当該論文に立体形状による表現を含む</p> <p>イ. 著作権や個人情報に係る制約がある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている</p> <p>オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている</p> <p>※本学学位規則に基づく学位論文全文のインターネット公表について</p>	